

参 考 資 料

○ 実施義務者、対象者及び実施回数

実施義務者	感染症法 根拠	対象者	感染症法 施行令 根拠	実施 回数
事業 者	法第 53 条 の 2 第 1 項 第 4 項	下記の施設において業務に従事する者 学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。) 病院 診療所 助産所 介護老人保健施設 介護医療院 社会福祉法第 2 条第 2 項に規定するうち 生活保護法にいう 救護施設、更生施設 老人福祉法にいう 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム 障がい者総合支援法にいう 障がい者支援施設 売春防止法にいう 婦人保護施設	法施行令 第 12 条 第 1 項 第 1 号	毎年度
学 校 の 長	法第 53 条 の 2 第 1 項 第 4 項	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が 1 年未満の者は除く。)の学生又は生徒	法施行令 第 12 条 第 1 項 第 2 号	入 学 し た年度
施 設 の 長	法第 53 条 の 2 第 1 項 第 4 項	1 刑事施設に収容されている 20 歳以上の者 2 下記の施設に入所している 65 歳以上の者 社会福祉法第 2 条第 2 項に規定するうち 生活保護法にいう 救護施設、更生施設 老人福祉法にいう 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム 障がい者総合支援法にいう 障がい者支援施設 売春防止法にいう 婦人保護施設	法施行令 第 12 条 第 1 項 第 3 号 第 4 号	毎年度
市 町 村 長	法第 53 条 の 2 第 3 項	当該市町村に居住する者のうち、上記以外の者で 65 歳以上の者 (市町村が必要がないと認めるもの及び次に掲げる者を除く) 当該市町村に居住する者のうち市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に必要と認める者	法施行令 第 12 条 第 1 項 第 2 項	毎年度 市 町 村 が 定 め る定期